

ガイアナ生物の多様性の研究に関する指針

指針

I. 研究チームは、研究プロジェクト／プログラムの開始予定日の三か月前に、記入済みの申請書（様式 B-001）の写し二部を NBAC（National Biodiversity Advisory Committee）事務局に提出しなくてはならない。申請書類は、受領後一か月以内に処理される。

申請書式では、特に以下の情報が必要とされる：

- (1) 目的の記述－ガイアナで研究を実施する理由及び学術目的であるか商業目的であるかの区別
- (2) 提案する研究の実施期間及び実施場所
- (3) 研究目的を達成するための方法
- (4) 動物標本を収集する場合、その方法
- (5) 資金源及びガイアナにおける現地費用
- (6) 提案するプロジェクト／プログラムに関する情報源
- (7) 研究チームの構成及び各メンバーの略歴
- (8) 認定された機関／組織／学会からの推薦状（個人のみ）
- (9) 現地機関との間で実施され、又は提案される連携の文書
- (10) 当該研究によりガイアナ側に生じる事項の概要
- (11) 収集するすべての資料のリスト及びその直接、中間、最終受領先
- (12) 当該研究の環境影響の概要
- (13) 主体となる他の機関、民間もしくは公共又は共同で実施される研究においては実施者との提携関係の開示

II. 研究チームは、以下について同意しなくてはならない：

許可及び契約

- (1) 研究チームは、その研究（生物及び遺伝素材、並びに民族生物学的知見の収集を含む。）を開始する前に、ガイアナ政府と学術又は商業研究契約を締結し、研究が他の主体のために、又は他の主体と共同で実施される場合においては、当該主体に研究契約への署名を行わせる。さらに研究チームは、ガイアナ政府によって解除されるまでの期間にわたり、契約の条項に拘束され続ける。但し、ガイアナにおいて研究を実施する権利に関しては、合意によってその期間を定め、契約に記載する。
- (2) ガイアナにおける現地調査に必要な許可は、EPA が取得する。
- (3) 研究チームは、NBAC によって指定される現地機関と共同する（但し NBAC がこの義務を免除した場合を除く）。
- (4) 研究チームは、NBAC によって指定される 2 人以内のガイアナ人カウンターパートを含むものとする（但し NBAC がこの義務を免除した場合を除く）。
- (5) 現地カウンターパートは、共同採集者／共同著者として認知されなくてはならない。
- (6) あらゆる研究、特に民族生物学的知見を用いる研究の出版は、ガイアナ政府の合意を得て行い、少なくとも 10 部を EPA に送付しなければならない。
- (7) 研究チームは、すべての現地法、政府規則及びガイアナが締約国又は署名国である国際条約（附属書 I 参照）、並びに申請者の居住国が締約国又は署名国である国際条約に従う。申請者は、バイオプロスペクティングを規制する環境保護法（1996 年）の規則案及び違反した場合に課せられる刑罰に特段の注意を払う。
- (8) 学術研究契約の下におけるすべての採集物は、分類、保全、生態又は生物地理学的調査の目的にのみ使用されることとする。標本、写真及び視聴覚資料、図版を（現在及び将来に）商業目的で使用する場合は、ガイアナ政府との商業契約の締

結を求めなくてはならない。商業的利用には、最終的に商業的利用を行うこと、並びに繁殖及び育種を目的として試料を使用することを視野に入れた、化学、薬理学及び生物工学研究が含まれる。

- (9) 植物、動物、微生物及び生殖質の採集においては、推奨される地域的・国際的な慣行及び法律に従う。
- (10) 商業研究契約の場合、標本の数又は生物学的及び遺伝学的試料の量は、NBAC と事前に合意するものとする。但し、産出量によって希少種、脆弱種、絶滅危惧種及び準絶滅危惧種とされた種である場合は、採集を禁止する。(これらの条件に対する例外は、EPA との事前の合意によらなくてはならない)。

標本の採集

- (11) 1種の標本が1個しか採集されず、同定のためにこの標本を海外に送付する必要がある場合は、ガイアナから出荷後1年以内、又はこれに準ずる期間内に、これをガイアナに返還しなくてはならない。
- (12) 採集されたすべての標本について、正基準標本（科学的に新種であると思われる場合）及び1個（又は可能ならそれ以上）の副基準標本をガイアナ国内に留めなくてはならない。標本はNBACが指定する現地機関に寄託しなくてはならない。また、同定のために標本を国外に送付する必要がある場合は、ガイアナから出荷後1年以内、又はこれに準ずる期間内に、正基準標本及び1個の副基準標本をガイアナに返還しなくてはならない。
- (13) 1個しか存在しない標本の寄託については、個別に決定される。
- (14) 標本がガイアナ国外へ送付される前に、標本の輸出までの間に研究契約に記載された採集条件が遵守されていたことを認証する証明書を、EPA又は指定の寄託機関から取得しなくてはならない。さらに、輸出前にEPAから輸出許可を取得しなくてはならない。
- (15) 標本作製に必要とされる、合意された材料およびラベルは、研究終了から3ヵ月

以内にガイアナに送付する。

- (16) 寄託する標本数については個別に決定し、50%（雄、雌）を要求する権利を留保する。
- (17) 標本の分類学的同定が行われる場合は、その同定結果（ラベル）及び標本は、座標を含むフロッピー上の情報とともに、同定作業の終了から 3 ヶ月以内にガイアナに返却する。
- (18) ガイアナ産の標本について報告する場合は、標本の出所、採集担当官庁及び機関を引用しなくてはならない。
- (19) 動物については、1 地点から 1 種あたり最大 20 個の標本を採集でき、あるいは最大 10 地点から 1 種あたり 5 個の標本を採集できるものとする。植物については、科学的に新種であると思われる場合、採集番号ごとに 1 ヶ所につき最大 12 個の証拠標本を採集でき、証拠標本の数が 1 種あたり合計 15 個を超えないものとする。
- (20) 研究者は、可能であれば標本をアルコール中に保管することが奨励される。

報告

- (21) すべての観察記録 (Field notes) の写しは、採集者の出国前に EPA 又は EPA が指定する機関に寄託される。
- (22) 研究チームは、出国前に中間報告書を作成し、NBAC に提出する。同報告書は、採集した標本の数並びに生物及び遺伝素材の量を示した、完全なリストを含めるものとする。同定されなかった種には参照番号を付すとともに、詳細な記述を行うこととする。
- (23) 中間報告書は、プロジェクト地域における目撃情報、種ごとの目撃回数、及び標本設計の枠組み内での目撃に関する詳細な記述に関する完全かつ最新のリストも含めることとする。（この情報は、観察記録の中を含め、又は観察記録に添付することができる）。
- (24) 該当する場合、研究チームによって収録された重要な科学的な録音又は視聴覚試料の最終編集版、又は代表的な写真試料のセットを EPA に寄託しなくてはならな

い。

- (25) 採集を行った地域及び現場の等高線図を含む最終報告書 2 部を、研究プロジェクト終了から 6 か月以内に EPA に提出しなくてはならない。

安全及び責任

- (26) 自然生態系、植生被覆、並びに植物、動物及び微生物の生息域を破壊する行為は禁止される。
- (27) プロジェクト実施場所、近隣地域及び水路を汚染する行為は、ガイアナの法律により禁止される。
- (28) 研究チームの指導者は、現地カウンターパートに必要とされる保険の提供を含め、すべてのメンバーの安全に全責任を負う。
- (29) 研究チームは、研究にかかるすべての費用を負担し、EPA によって定められた規則に従い、政府への手数料および諸経費を支払う。

標本の返却

- (30) ガイアナ国から持ち出されたすべての生物および遺伝素材は、ガイアナ政府から貸与されたものとみなされる。生きた標本をガイアナ国外に持ち出す場合、ガイアナ政府の書面による許可がある場合を除き、繁殖及び育種は厳格に禁じられる。現在、生きた標本の持ち出しは、一時的に適用猶予されている。
- (31) 学術的であるか商業的であるかにかかわらず、契約は、商業的応用が発覚した場合に備えて、ガイアナから持ち出された生物または遺伝素材の研究または開発に由来するロイヤルティ等の金銭的利益の内、合意された部分を、ガイアナ政府、地域もしくは先住文化社会、個人または指定の受益者に支払うという条項を含むものとする。また、商業的応用を開発し、ガイアナ政府に利益を配分する義務を負う主体は、何らかの金銭的合意がなされた場合はそれに沿った、正確な支払いを保証するため、必要に応じ、かかる帳簿及び記録に関して独立の公認会計士による調査が行われることを承諾する。

(32) 商業的製品を派生させ、その製品の特許を取得する場合は、特許の申請から 30 日以内にガイアナ政府に通知しなくてはならない。

III. ガイアナへの旅行者は、生物素材を採集又は輸出することが許されない。木材以外の林産品は、NBAC の許可なしに国外へ持ち出すことが認められない。

本指針は、ガイアナで生物の多様性の研究を実施しようとする国民にも、適切な変更を伴って準用される。

附属書 I

ガイアナが署名国である条約の一覧

- ① 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約
- ② 国連気候変動枠組条約
- ③ 国連海洋法条約
- ④ 国連生物多様性条約
- ⑤ オゾン層の保護のためのウィーン条約
- ⑥ オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書
- ⑦ 船舶による汚染の防止のための国際条約
- ⑧ 国連砂漠化対処条約
- ⑨ 国際植物防疫条約
- ⑩ 電離放射線からの労働者の防護に関する条約
- ⑪ 発癌性物質及び癌原生因子による危害からの労働者の保護及び管理に関する条約